

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

8. 建設副産物

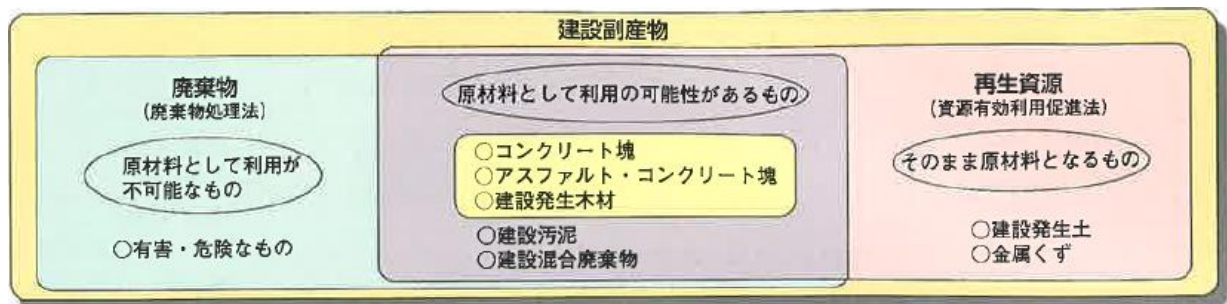
8-1 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

- (1) 建設副産物とは、建設工事に伴って副次的に得られる物品であり、建設廃棄物と建設発生土などに分類されます。
- (2) 元請業者は、一定量以上の土砂、砕石などを搬入する場合は再生資源利用計画を、一定量以上の建設発生土、コンクリート塊などを搬出する場合は再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。

【 解 説 】

(1) 用語の定義

副産物	工場、事業場の生産活動に伴って副次的に発生した物質一般をいう。
再生資源	副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
指定副産物	副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。建設業の指定副産物としては、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材の4種類が定められている。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
建設廃棄物	建設副産物のうち廃棄物に該当するものをいう。



（出典：よくわかる建設リサイクル 2020、建設副産物リサイクル広報推進会議、令和3年2月）

(2) 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画

建設業者は再生資源を建設資材として利用することに努める必要があるため、一定量以上の土砂、砕石などを搬入する場合は再生資源利用計画を作成しなければなりません。また、建設業者は、指定副産物の利用を促進する必要があるため、一定量以上の建設発生土、コンクリート塊などの指定副産物を搬出する場合は再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。

（改正の経緯）

令和3年に発生した静岡県熱海市における斜面地の盛土（搬入された残土）の大規模な崩落事件を契機として、宅地造成規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）が令和5年5月より施行されています。これにより、斜面地への盛土行為（土捨て行為、一時的な堆積を含む）などについて、規制が強化されています。

また、盛土規制法の「基本的な方針」における重要事項として、「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」が示されたため、資源有効利用促進法の政省令が改正され、令和5年より2段階で施行されています。

① 第1段階 (政省令改正：施行：令和5年1月1日)

以下に該当する場合、元請業者は工事着手前に計画を作成して発注者に提出、説明し、工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、元請業者は計画および実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければなりません。(赤字：改正内容)

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画作成の該当工事

再生資源利用計画	再生資源利用促進計画
次の各号の一つに該当する建設資材を搬入する建設工事	次の各号の一つに該当する指定副産物を搬出する建設工事
一 体積が500 m ³ 以上である土砂	一 体積が500 m ³ 以上である建設発生土
二 重量が500トン以上である砕石	二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
三 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物	又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの

指導および助言、勧告および命令

指導、助言、命令等の対象事業者は以下のとおりです。

指導・助言の対象事業者	すべての建設業者
勧告・命令の対象事業者	年間の建設工事の施工金額が25億円以上の建設業者

② 第2段階 (省令改正：施行：令和5年5月26日)

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正(第2弾)】

(1) 適正な搬出先への確実な搬出

・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(確認結果票)として現場掲示

・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存

※ 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存

①国又は地方公共団体が管理する場所

②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等

③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の状況を確認

・確認結果を(1)と同様に現場掲示

注) 令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み(第一弾)

(再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等)

(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

詳細については以下を参照してください。なお、盛土規制法の区域指定が未指定となっている場合は、土砂条例(残土条例)の有無の確認などが求められています。

・建設発生土の搬出先計画制度(国土交通省のホームページ)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_00001_00041.html

※確認結果票についての解説、建設業者向けチラシなどが掲載されています。

・建設業者向けチラシ(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001717310.pdf

8-2 建設副産物のリサイクル推進

(1) 建設副産物実態調査

国土交通省は建設副産物の処理状況等について、平成30年度の調査結果を公表しています。

※平成30年度建設副産物実態調査結果（令和2年1月24日、国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_sankou.pdf

(2) 建設リサイクル推進計画2020(令和2年9月30日、国土交通省)

平成30年度建設副産物実態調査結果などを踏まえて、建設リサイクル推進計画2020が策定されています。

建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率 ※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率 ※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設リサイクル推進計画2020における施策一覧

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

1 再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討(本省)
- グリーン調達による再生資材の利用推進(本省)
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立(本省)

2 優良な再資源化施設への搬出

- 再資材化・縮減率の高い優良施設への搬出促進(各地方協議会)
- 再資源化施設への搬出徹底(本省)

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底(本省)
- 廃石膏ボードの再生利用の促進(本省)
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進(本省及び各地方協議会)

4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進

- 建設発生土の需給動向の把握(各地方協議会)
- 官民有効利用マッチングシステムの利用(本省及び各地方協議会)
- 建設発生土の不適切な取扱いへの対応(本省及び各地方協議会)

(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

1 再生資材の利用促進【再掲】

5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

- 建設リサイクルガイドラインの改定(本省)
- リサイクル原則化ルール改定(本省)
- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(本省)
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進(本省)
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み(本省)

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

- 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握
(各地方協議会)

7 激甚化する災害への対応

- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進
(各地方協議会)

(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

8 建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携(本省)
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善(本省)
- 電子マニフェストの普及(本省)

10 広報の強化(広報推進会議)

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み
- 関係者と連携した取り組み

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用(本省)

11 新技術活用促進

- 建設廃棄物のカスケード利用の促進(本省)
- NETISの活用(本省)
- 試験研究に対する取り組み(本省)

赤色は新規施策

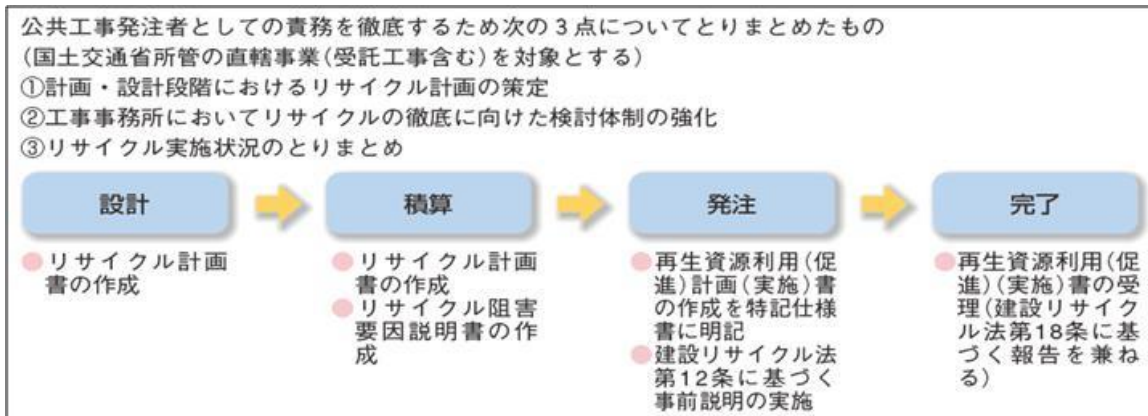
(出典 : よくわかる建設リサイクル 2020、建設副産物リサイクル広報推進会議、令和 3 年 2 月)

国土交通省のホームページ : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001366724.pdf>

(3) 建設リサイクルガイドライン

建設副産物のリサイクルを促進するため、発注者および工事受注者の役割などを定めています。なお、国土交通省直轄工事を対象としていますが、自治体の公共工事等にも展開されています

様式	作成時点	作成者
リサイクル計画書 (概略設計)	概略設計実施時点	設計業務の受注者
リサイクル計画書 (詳細設計)	詳細設計実施時点	
リサイクル計画書 (積算)	工事仕様書案の作成時点	積算担当課
リサイクル阻害要因説明書		積算担当課又は設計課
再生資源利用計画 (実施) 書	工事着手時 (計画書)	工事受注者
再生資源利用促進計画 (実施) 書	完成時 (実施書)	



(出典 : よくわかる建設リサイクル 2020、建設副産物リサイクル広報推進会議、令和 3 年 2 月)

建設リサイクルガイドライン (国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dl1pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

(4) 現場分別の推進

排出後の処理業者における適切な処理が容易となるように、建設業者は排出事業者の役割として、現場分別を推進する必要があります。

分別ステッカーの事例



(一部抜粋:よくわかる建設リサイクル 2020、建設副産物リサイクル広報推進会議、令和 3 年 2 月)

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

【お問い合わせ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>